

## 清代秋審文書と「蒙古」

——十八世紀後半～二十世紀初頭の蒙古死刑事案処理について——

高 遠 拓 児

緒言

広大な地域を領有し、多様な人間集団を統治下に置いた清朝は、その人身支配上、人民を種々のカテゴリーに分かつ仕組みを設けていた。中国本土や満洲などの州・県・庁に籍を置く「民人」、八旗に属す「旗人」、モンゴル地域等で暮らす「蒙古」<sup>(1)</sup>などがそれである。こうした区分は当時の裁判文書の上にも反映され、とくに刑事的な事案で取り扱われる罪人については、その名前や年齢などと並んで「某々県人」「某々旗人」「某々蒙古」など、罪人の帰属に関する情報が記載されるのが常であった。こうした記述は、個人を特定するための標識であると同時に、その罪人に対して適用される法や司法手続に影響を与える重要な情報であった。

従来、清朝の司法に関する事例研究では、人口規模が大きく、豊富な史料が残されている中国本土の民人の問題に重点が置かれてきた。<sup>(2)</sup>しかし、清朝の法制度を俯瞰的な視座から把握するためには、民人以外の人を対象とする問題

についても、検討を進めてゆく必要があることは言を俟たない。このうち蒙古の主要な生活圏である清代モンゴル地域の法と裁判については、島田正郎氏や萩原守氏らによる先行研究の蓄積があり、民人にあらざる人々の世界のうち、もつとも研究が深化している領域といえることができるであろう。<sup>(3)</sup>しかしながら、中央での重案審議の実際や、これと密接に関わる秋審の問題については、なお多くの未解明の課題が残されてきた。<sup>(4)</sup>

この秋審と呼ばれる制度の対象となるのは、『大清律例』等に基づく裁判の結果、「斬監候」「絞監候」の判決を下された地方の死刑囚であり、彼らに対して刑の執行や減刑の可否を論ずる手続が秋審であった。このような秋審は、死刑の種類を「立決」(判決後、即時執行の手続に移るもの)と「監候」(判決後、執行をしばらく待ち、秋審・朝審の結論を待つもの)に分かつ清朝の諸法典に特有の刑罰体系を前提として実施される手続であり、その制度運用の実相からは王朝の定めた法の浸透度や実効性を窺う上での有用な手がかりが得られるものと考えられる。

秋審と蒙古の関わりについては、従来、その実効性を疑問視する島田正郎氏の説や、その実施を肯定的にとらえる鄭秦氏の説など、相反する見解が併存する状況にあった。論者はこれまで、蒙古を対象とする秋審の具体的な案件を数件紹介してきたが、<sup>(5)</sup>そこではそれらの内容に立ち入った分析を加えるまでにはいたらなかった。そこで、本稿では、これまで論者が収集してきた十八世紀後半以降の蒙古秋審の案を主たる素材として、(一)中央における蒙古の死刑事案に対する判決手続と(二)蒙古秋審の問題について、いささかの分析を試みることにしたい。以下、第一章では秋審の手続に関わって作成された文書「秋審招冊」と、そこに収録される蒙古秋審の案について紹介する。そして、ここで確認された具体的な案例を手がかりとして、第二章では上述の(一)の問題、第三章では(二)の問題について考察してゆくこととする。

## 第一章 「秋審招冊」と蒙古人犯の案

### 第一節 秋審の手續と「秋審招冊」

監候死刑囚に対して刑の執行・減免の可否を定める秋審の審議は、清代中期以降の中国本土の場合、地方から中央へと順次事案を積み上げてゆく、いわゆる覆審の形式で進められた。直隸および各省に拘禁される監候人犯は年に一回、情実（執行妥当）・緩決（執行延期）・可矜（減刑相当）に分類され、その原案は省の長官たる総督・巡撫以下係官の連名で中央に報告された。<sup>(11)</sup> 中央では、九卿・詹事・科道といった多くの官僚を集めた九卿会審が開催され、地方の原案を承認、もしくは必要に応じて改正した。この九卿会審の議は皇帝のもとに届けられ、その裁断を経て当該年次における秋審の審議は収束するという流れとなっていた。

このような一連の手續において、とくに中央では天下の刑名の総匯とも称された刑部が、秋審に関わる諸々の実務を取り仕切っていた。この刑部が作成し、九卿会審の参加官僚に事前配布していた資料が「秋審招冊」と呼ばれる文書であり、管見の範囲では東京大学東洋文化研究所・京都大学人文科学研究所・中央大学図書館・東洋文庫の四機関がその現物を所蔵している。中国本土における一般的な事案の場合、この「秋審招冊」には以下の「i」～「iii」の内容が記載されるのが常であった。

「i」 事案の基礎情報（刑部部内で事案を担当した清吏司、犯罪者の名、年齢、籍貫など）

〔ii〕 監候判決が下されるまでの経緯

〔iii〕 地方秋審の報告が中央に届けられるまでの経緯

前述の通り、「秋審招冊」は九卿会審に先立って作成される文書であり、当該年次における審議の結論（皇帝の裁断）までを記すものとはなっていないが、秋審の前提となる判決手続の経緯と結論が記録されている点に一つの特徴がある。このため、本史料中に蒙古人犯を対象とした案を見出すことができれば、その判決手続について検討する上で有用な情報源となることが期待されるのである。そして、論者がこれまでに実見し得た「秋審招冊」収録事案のなかには、若干数ながらこの蒙古人犯の案が含まれていた。そこで次節では、十八世紀後半の事案を収める東京大学東洋文化研究所大木文庫蔵『刑部直隸司重囚招冊』<sup>15</sup>十冊（以下、「乾隆招冊」と略記）、十九世紀前半の事案を収める京都大学人文科学研究所蔵『各省秋審緩決情実・道光中招冊』<sup>16</sup>十三冊（以下、「道光招冊」と略記）、十九世紀末～二十世紀初頭の事案を収める中央大学図書館蔵『秋審招冊』<sup>17</sup>百七十九冊（以下、「光緒招冊」と略記）から抽出した蒙古人犯の案二十一件の概要を紹介することとしたい。なお本稿では、清末の官制改革によって刑部が法部に改組された光緒三十二年（一九〇六）九月以降に監候判決の下った案については、前提となる手続にかなりの改変が加えられたことが想定されるため、考察の対象から除外した。

## 第二節 「秋審招冊」に見る蒙古人犯の案<sup>18)</sup>

### 【乾1】

「乾隆招冊」第五(九)冊所収「蒙古土謝図が民人王馨を毆傷し死亡させた一件」

土謝図(土黙特貝子旗章京阿各木土佐領下蒙古)が起こしたこの人命事案は、直隸総督から中央に報告が上がり、中央では刑部が理藩院・都察院・大理寺と会審して、「蒙古鬪毆傷重五十日内死者將毆打之人絞例」(『蒙古律例』人命・鬪毆殺人<sup>19)</sup>)によって絞監候とする判決案をまとめた。この判決案は乾隆四十九年四月二十二日(一七八四年六月九日)に皇帝に裁可され、本件は翌年の秋審にかけられることとなった。土謝図は地方秋審では緩決とされ、その原案は直隸総督から中央に報告された。

### 【乾2】

「乾隆招冊」第六(十)冊所収「嘎爾的が民人陳添甲を毆傷し死亡させた一件」

嘎爾的(土黙特旗章京扎木彦佐領下台吉巴拉克扎布管下蒙古)が起こしたこの人命事案は、直隸総督から中央に報告が上がり、中央では刑部が理藩院・都察院・大理寺と会審して、「蒙古鬪毆傷重五十日内死者絞例」(『蒙古律例』人命・鬪毆殺人)によって絞監候とする判決案をまとめた。この判決案は乾隆四十九年六月九日(一七八四年七月二十五日)に皇帝に裁可され、本件は翌年の秋審にかけられることとなった。嘎爾的は地方秋審では緩決とされ、その原案は直隸総督から中央に報告された。

【乾3】

「乾隆招冊」第九(三)冊所収「蒙古倫本が民人李受章を扎傷し死亡させた一件」

倫本(正藍旗察哈爾策林旺布佐領下閑散)が起こしたこの人命事案は、察哈爾八旗都統から中央に報告が上がり、中央では刑部が理藩院・都察院・大理寺と会審して、「蒙古鬪毆傷重五十日內身死者將鬪毆之人絞例」(『蒙古律例』人命・鬪毆殺人)によって絞監候とする判決案をまとめた。この判決案は乾隆四十九年十二月十四日(一七八五年一月二十四日)に皇帝に裁可された。本件の記録は、この皇帝による判決が察哈爾八旗都統に下されたところで終わっている。

【乾4】

「乾隆招冊」第九(三)冊所収「牧廠牧丁阿三の馬十匹が窃ぬすまれた一件」

薩木坦(右翼蘇尼特多爾濟佐領下台吉額林臣属下人)ら五人が起こしたこの盜案(薩木坦は徒犯に相当)は、察哈爾八旗都統から中央に報告が上がり、中央では理藩院が刑部・都察院・大理寺と会審して、「應從重照偷竊馬拾匹以上絞例」<sup>(20)</sup>によって薩木坦を絞監候とする判決案をまとめた。この判決案は乾隆五十年四月九日(一七八五年五月十七日)に皇帝に裁可された。本件の記録は、この皇帝による判決が察哈爾八旗都統に下されたところで終わっている。

【道1】

「道光招冊」第九冊所収「根墩扎普が小功服叔三巴扎布を扎傷し死亡させた一件」

根墩扎普（三音諾彥部落公扎木色楞扎布旗下台吉喇布坦屬下人）が起こしたこの人命事案は、定辺左副將軍から中央に報告が上がリ、中央では理藩院が刑部・都察院・大理寺と会審して、「卑幼毆本宗小功叔死者斬律」（『大清律例』刑律・鬪毆・毆大功以下尊長律）によつて斬立決とする判決案をまとめた。この判決案は、道光八年九月八日（一八二八年十月十六日）に下された皇帝の旨によつて斬監候に改められ、本件は翌年の秋審にかけられることとなった。九卿会審では情実とされたが、皇帝は執行命令を下さず、根墩扎普は監候の立場に留め置かれることとなった。

### 【道2】

「道光招冊」第十冊所収「阿勒什勒が李有を故殺した一件」

阿勒什勒（科爾沁郡王旗管下蒙古）が起こしたこの人命事案は、盛京刑部侍郎から中央に報告が上がリ、中央では刑部が都察院・大理寺と会審して、「故殺者斬律」（『大清律例』刑律・人命・鬪毆及故殺人律）によつて斬監候とする判決案をまとめた。この判決案は道光九年七月十二日（一八二九年八月十一日）に皇帝に裁可され、本件は翌年の秋審にかけられることとなった。地方秋審では、道光九年の恩詔を引いて阿勒什勒を緩決とし、二年監禁した後流刑に減等することが、盛京刑部侍郎から中央に報告された。

### 【道3】

「道光招冊」第八冊所収「瑪哈第瓦が趙太を毆傷し死亡させた一件」

瑪哈第瓦（土默特貝勒旗扎蘭色伯勒箭上蒙古披甲）が起こしたこの人命事案は、熱河都統から中央に報告が上がり、中央では刑部が理藩院・都察院・大理寺と会審して、「鬪毆傷重五十日內身死毆之者絞例」（道光『理藩院則例』人命・鬪殺）によって絞監候とする判決案をまとめた。この判決案は道光九年十一月二十一日（一八二九年十二月十六日）に皇帝に裁可され、本件は翌年の秋審にかけられることとなった。瑪哈第瓦は地方秋審では緩決とされ、その原案は熱河都統から中央に報告された。

【道4】

「道光招冊」第十一冊所収「薩爾魯克が格寧庫歐を糾合して張元棕の一貫を<sup>こ</sup>逾える銀物を搶奪した一件」

薩爾魯克（三音諾彥艾曼貝子查克都爾扎兒旗下章京莽嘎兒佐領下人）らが起こしたこの盗案は、庫倫辦事大臣から中央に報告が上がり、中央では理藩院が刑部・都察院・大理寺と会審して、首犯薩爾魯克には「蒙古搶奪人財物贓至一百二十兩以上者首犯擬斬例」（道光『理藩院則例』強劫・夥衆搶奪分別擬罪）によって斬監候、從犯格寧庫歐には「蒙古搶奪人財物贓至二百二十兩以上者為從例」（同右）によって絞監候とする判決案をまとめた。この判決案は道光九年十二月十八日（一八三〇年一月十二日）に皇帝に裁可された。本件の記録は、この皇帝による判決が庫倫辦事大臣に下されたところで終わっている。

【道5】

「道光招冊」第十三冊所収「顧萬智が尹幅を扎傷し死亡させた一件」



顧萬智（察哈爾蒙古旗人）が起こしたこの人命事案は、熱河都統から中央に報告が上がり、中央では刑部が都察院・大理寺と会審して、「鬪毆殺人者不問手足他物金刃並絞律」（『大清律例』刑律・人命・鬪毆及故殺人律）によって絞監候とする判決案をまとめた。この判決案は道光十年三月三十日（一八三〇年四月二十二日）に皇帝に裁可され、本件は同年の秋審にかけられることとなった。顧萬智は地方秋審では緩決とされ、その原案は熱河都統から中央に報告された。

#### 【道6】

「道光招冊」第十一冊所収「巴彥濟爾嘎勒が扎布扣・斉旺達什を糾合して民人張添和の羊を搶奪した一件」  
巴彥濟爾嘎勒（図謝図罕鄂依多普多爾濟兼属下人）らが起こしたこの盗案は、庫倫辦事大臣から中央に報告が上がり、中央では理藩院が刑部・都察院・大理寺と会審して、首犯巴彥濟爾嘎勒には「蒙古搶奪牲畜十匹以上為首例」（道光『理藩院則例』強劫・夥衆搶奪分別擬罪）によって斬監候、従犯扎布扣と斉旺達什には「蒙古搶奪牲畜十匹以上為従例」（同右）によって絞監候とする判決案をまとめた。この判決案は道光十年四月五日（一八三〇年四月二十七日）に皇帝に裁可された。本件の記録は、この皇帝による判決が庫倫辦事大臣に下されたところで終わっている。

#### 【光1】

「光緒招冊」奉天第十八冊所収「拉西が康葢鉞を毆傷し死亡させた一件」

拉西（黒龍江喀爾哈王旗屬蒙古）が起こしたこの人命事案は、黒龍江將軍から中央に報告が上がり、中央では刑部が都察院・大理寺と会審して、「鬪毆殺人者不問手足他物金刃並絞律」（『大清律例』刑律・人命・鬪毆及故殺人律）によつて絞監候とする判決案をまとめた。この判決案は光緒二十四年閏三月六日（一八九八年四月二十六日）に皇帝に裁可され、本件は翌年の秋審にかけられることとなった。拉西は地方秋審では緩決とされ、その原案は黒龍江將軍から中央に報告された。

【光2】

「光緒招冊」奉天第一冊所収「卓蟻希が唐氏を誘拐し、羞忿から井戸に身を投げて死亡させることになった一件」卓蟻希（西辺外図木沁蒙古）が起こした誘拐に起因する人命事案は、黒龍江將軍から中央に報告が上がり、中央では刑部が都察院・大理寺と会審して、「誘拐婦女被誘之人不知情絞例」（『大清律例』刑律・賊盜・略人略売人律条例）によつて絞監候とする判決案をまとめた。この判決案は光緒二十四年十二月十九日（一八九九年一月三十日）に皇帝に裁可され、本件は翌年の秋審にかけられることとなった。卓蟻希は地方秋審では情実とされ、その原案は黒龍江將軍から中央に報告された。

【光3】

「光緒招冊」直隸第六冊所収「沈瀉淋が胡長汰を踢傷し死亡させた一件」

沈瀉淋（翁牛特旗蒙古人）が起こしたこの人命事案は、熱河都統から中央に報告が上がり、中央では刑部が都察

院・大理寺と会審して、「鬪毆殺人者不問手足他物金刃並絞律」(『大清律例』刑律・人命・鬪毆及故殺人律)によって絞監候とする判決案をまとめた。この判決案は光緒二十五年二月二十日(一八九九年三月三十一日)に皇帝に裁可され、本件は同年の秋審にかけられることとなった。沈瀉淋は地方秋審では緩決とされ、その原案は熱河都統から中央に報告された。

#### 【光4】

「光緒招冊」奉天第四冊所収「得及得噶拉桑が花里唾蓀に従って、托克托呼・約木加卜・花連とともに衆をあつめてほしいままに悪逆を行い、謀って本管盟長色旺諾勒布桑保に逼<sup>せ</sup>まり、自縊して死亡させることになった件。および額力登烏卓勒は守備に調派され兵をひきいていたが勝手に逃亡した件」

#### 【光5】

「光緒招冊」奉天第九冊所収(表題は右に同じ)

この二件は、士卒の反抗によって哲哩木盟の盟長が自殺に追い込まれたという重大案件に関わる文書であり、現地では欽差大臣(兵部尚書)を中心とする審理が行われ、中央では刑部が単独で判決案を作成した。この事件では多くの関係者が処罰されたが、とくに【光4】は額力登烏卓勒、【光5】は得及得噶拉桑(ともに哲哩木盟凶什業凶親王旗下蒙古)を対象としており、前者については「照随征兵丁私逃斬立決例上量減為斬監候」(『大清律例』兵律・軍政・從征守禦官軍逃律条例)により斬監候、後者については「奴婢謀殺家長与子孫同謀殺祖父母父母已殺者凌遲処死刑」(『大清律例』刑律・人命・謀殺祖父母父母律)からの減等を二度繰り返した上で斬監候との判決案が導き出され

ている。これらの判決案は光緒二十八年五月十三日（一九〇二年六月十八日）に皇帝の裁可を得、兩名共に翌年の秋審にかけられることとなった。地方秋審では【光4】の額力登烏卓勒が情実、【光5】の得及得噶拉桑が緩決とされ、その原案は盛京將軍から中央に報告された。

【光6】

「光緒招冊」山西第七冊所収「曼濟が洛布桑哈爾察喝を傷つけ死亡させた一件」

曼濟（阿爾泰烏梁海右翼總管瓦齊爾札布旗下錦□牛泉人）が起こしたこの人命事案は、科布多參贊大臣から中央に報告が上がり、中央では理藩院が刑部・都察院・大理寺と会審して、「鬪毆殺人者不問手足他物金刃並絞律」（『大清律例』刑律・人命・鬪毆及故殺人律）によって絞監候とする判決案をまとめた。この判決案は光緒二十八年七月二十五日（一九〇二年八月二十八日）に皇帝に裁可された。本件の記録は、この皇帝による判決が科布多參贊大臣に下されたところで終わっている。

【光7】

「光緒招冊」山西第七冊所収「齊密特策業・彭楚克・姜布拉諾爾布が家畜十匹以上を搶奪し、旺丕勒がこれに従って十人以上で徒党を組んで搶奪した一件」

齊密特策業（車臣漢盟扎薩克桑薩賴多爾濟旗下蒙古）らが起こしたこの盗案は、庫倫辦事大臣から中央に報告が上がり、中央では理藩院が刑部・都察院・大理寺と会審して、齊密特策業・彭楚克・姜布拉諾爾布の三者については

「蒙古搶奪牲畜十匹以上為首斬例」（光緒『理藩院則例』強劫・夥衆搶奪分別擬罪）によって斬監候、旺不勒については「蒙古搶奪糾夥十人以上為從絞例」（同右）によって絞監候とする判決案をまとめた。この判決案は光緒二十八年十二月二十二日（一九〇三年一月二十日）に皇帝に裁可された。本件の記録は、この皇帝による判決が庫倫辦事大臣に下されたところで終わっている。

### 【光8】

「光緒招冊」奉天第十三冊所収「趙甸潰が趙必を鎗傷し死亡させた一件」

趙甸潰（蒙古達爾罕王旗下人）が起こしたこの人命事案は、盛京將軍から中央に報告が上がり、中央では刑部などによって「争鬪擅將鳥鎗施放殺人以故殺論故殺者斬律」（『大清律例』刑律・人命・鬪毆及故殺人律条例）によって斬監候とする判決案がまとめられた（史料の汚損のため、刑部以外に審理に関わった機関を特定することができない）。この判決案は光緒三十年三月六日（一九〇四年四月二十一日）に皇帝に裁可された。本件は文書後半に欠葉があり、監候判決が下った後の経緯については不明である。

### 【光9】

「光緒招冊」奉天第十一冊所収「赫萌得が馬三十匹以上を偷窃した一件」

赫萌得（土默特貝子旗下蒙古）が起こしたこの盗案は、吉林將軍から中央に報告が上がり、中央では理藩院が（刑部・都察院・大理寺と会審して、「偷窃蒙古牲畜三十匹以上不分首從均絞例」（『大清律例』刑律・賊盜・盜馬牛畜

産律条例) によつて絞監候とする判決案をまとめた。この判決案は光緒三十年三月十九日(一九〇四年五月四日)に皇帝に裁可され、本件は翌年の秋審にかけられることとなった。赫萌得は地方秋審では緩決とされ、その原案は吉林將軍から中央に報告された。

【光10】

「光緒招冊」陝西第三冊所収「畢克土木爾が(王元を)謀殺しようとして張釜鈺を誤殺した一件」

畢克土木爾(土默特左翼札薩克貝勒車林納木濟勒旗下人)が起こしたこの人命事案は、庫倫辦事大臣から中央に報告が上がり、中央では理藩院が刑部・都察院・大理寺と会審して、「因謀殺人而誤殺旁人以故殺論故殺者斬律」(『大清律例』刑律・人命・戲殺誤殺過失殺傷人律)によつて斬監候とする判決案をまとめた。この判決案は光緒三十年十一月十四日(一九〇四年十二月二十日)に皇帝に裁可された。本件の記録は、この皇帝による判決が庫倫辦事大臣に下されたところで終わっている。

【光11】

「光緒招冊」直隸第十冊所収「喇嘛李衰戒が白達拉瑪を謀殺した一件」

李衰戒(熱河鑲黃旗蒙古)が起こしたこの人命事案は、熱河都統から中央に報告が上がり、中央では理藩院が刑部・都察院・大理寺と会審して、「謀殺人造意者斬律」(『大清律例』刑律・人命・謀殺人)によつて斬監候とする判決案をまとめた。この判決案は光緒三十二年五月三十日<sup>(23)</sup>に皇帝に裁可され、本件は同年の秋審にかけられることと

なった。李長戒は地方秋審では情実とされ、その原案は熱河都統から中央に報告された。

## 第二章 理藩院と三法司——中央における蒙古死刑事案処理

### 第一節 死刑事案処理の三類型——内地型・蒙古型・折衷型

清朝中央における通常の死刑事案処理手続として、比較的よく知られているのは、各地方から上されてきた報告に対し、刑部が都察院・大理寺と会同して覆審を加え、そこで得られた判決案を皇帝に提出して裁可を請うというものである。刑部・都察院・大理寺は三法司と総称され、その三機関の堂官（長官）による会審は三法司会審と呼ばれる。この三法司会審を経る手続は、主に内地（中国本土と満洲<sup>(24)</sup>）の民人の立決・監候事案に適用され、清朝の最も典型的な死刑事案処理手順としてしばしば紹介されてきた。<sup>(25)</sup>ここでは、このような手順のことを仮に内地型と呼ぶことにしたい。

これに対し、蒙古を対象とした死刑事案については、三法司のほかに藩部関連の実務を職掌とした理藩院<sup>(26)</sup>が関与することが、『蒙古律例』や『理藩院則例』などに規定されている。蒙古の死刑事案は、まず各地方から理藩院に報告され、理藩院は三法司と会審して判決案をまとめ、その結論を皇帝に提出して裁可を請う、というのがその基本的な流れであった。<sup>(27)</sup>ここでは、このような手順を蒙古型と呼ぶことにする。

前章では都合二十一件の監候死刑事案について紹介してきたが、これらはこの二つの類型のうち、いずれの手順によって処理されたのであろうか。二十一件のうち、事件の重大性から平時とは異なる扱いを受けた【光4】【光5】、

そして史料の汚損と欠葉によって十分な情報が得られなかった【光8】を除く十八件について、その判決手続を分別すると、左記のような結果となった。

内地型 【道2】 【道5】 【光1】 【光2】 【光3】

蒙古型 【乾4】 【道1】 【道4】 【道6】 【光6】 【光7】 【光9】 【光10】 【光11】

折衷型 【乾1】 【乾2】 【乾3】 【道3】

これらのうち内地型に分類された各事案は、「秋審招冊」の史料原文に「該刑部等衙門題前事内開。該臣等会同都察院・大理寺会看得」と記した上で皇帝に上呈される判決案が認められており、刑部を主体として三法司のみで審理が進められている様子が見て取れる。一方、蒙古型の各案では、同じく史料原文に「該理藩院等衙門題前事内開。該臣等会同刑部・都察院・大理寺会看得」とあり、理藩院を主体として三法司との会審が実施されていたことがわかる。こちらからは、蒙古例に規定される手続と齟齬しない手順で、実際の事案処理が行われていた様子を看取することができよう。しかし、ここでとくに注意を要するのは、内地型・蒙古型のいずれにも該当しない第三の類型が存在していた点である。右の折衷型に分類した四つの事案では、史料上に「該刑部等衙門題前事内開。該臣等会同理藩院・都察院・大理寺会看得」と見え、会審には蒙古型と同じ四機関が関わるものの、主体が刑部となっている点に注意が必要である。これは当該事案に対する会審を主催し、皇帝に提出する題本を主稿したのが刑部であったことを意味している（従って蒙古型の場合にはその役割を理藩院が担うことになる）。



このように清代後期の案例からは、当時の蒙古死刑事案処理手続として、少なくとも三つの手順が存在していたことが明らかとなった。それでは、この三類型が、それぞれいかなる場合に選択されていたのかという点が次の課題となろう。この課題については節を改めて検討してゆくこととしたい。

## 第二節 三法司のみが関わるケース——内地型

本節では、中央での審理が三法司のみによって進められ、理藩院が関与しない内地型の手順について検討する。まずは、この内地型の具体的な案例を紹介した上で、この手順が選択された条件について考えてゆくこととしたい。次に引くのは、この内地型に類別された【光2】「卓蟻希が唐氏を誘拐し、羞忿から井戸に身を投げて死亡させることになった一件」<sup>(28)</sup>の概要である。

卓蟻希は図木沁蒙古<sup>(29)</sup>であり、黒龍江に来ていた。唐氏の夫六指爾とは平素より見知っており交際があった。六指爾は家を出て傭工をすることになり、卓蟻希は常に六指爾の家に寄寓していた。四月八日、唐氏は娘に会いに実家に帰るため、卓蟻希に馬車を御させて同行させることにした。道中、卓蟻希は唐氏の容貌の美しさを見て、にわかには淫らな心を起こした。唐氏に対して、拐かし原籍まで逃げて、夫婦になろうと言ったが、唐氏は従わなかった。卓蟻希は言葉で脅し、強引に唐氏を拐かして、塔勒哈站に行つて投宿し食事をした。卓蟻希が外に出て、驢馬に水をやりに行つた際に、唐氏は宿の店主に事情を哭き訴えた。(事の次第は)塔勒哈站の官員に報告され、(官員は)卓蟻希を捕らえ、唐氏らと一緒に黒龍江省に送ることにした。唐氏は羞忿堪えがたく、自殺したいと

訴え、六指爾の弟が防ごうとしたが、彼女は隙に乗じて井戸に身を投げて落命した。

この一件は黒龍江將軍から中央に報告され、中央では刑部が都察院・大理寺と会審するという手順で審理が進められた。そして、この三法司による判決案を記した題本には、

卓蟻希は蒙古に係ると雖も、ただ内地にあつて事を犯すは、まさに刑律に按じ、なお本例に照らして問擬すべし。(中略)卓蟻希はまさに「誘拐婦女被誘之人不知情絞例」に依り、絞監候秋後処決に擬すべし。

〔卓蟻希雖係蒙古、惟在内地犯事、應按刑律仍照本例問擬。(中略)卓蟻希合依誘拐婦女被誘之人不知情絞例、擬絞監候秋後処決〕

とあるように、内地における犯行という点を考慮した上で、刑律すなわち『大清律例』からの条文適用が行われている。これは、次の『大清律例』名例律・化外人有犯律条例の前段の論理が援用されたものと考えて相違ないであろう。

蒙古と民人交渉の案、凡そ鬪毆・拒捕等の事に遇わば、該地方官と旗員は会訊して明確にし、蒙古の内地に在つて事を犯す者の如きは、刑律に照らして辦理す。民人の蒙古地方に在つて事を犯す者の如きは、即ち蒙古律に照らして辦理す。

〔蒙古与民人交渉之案、凡遇鬪毆・拒捕等事、該地方官与旗員会訊明確、如蒙古在内地犯事者、照刑律辦理。如民人在蒙古地方犯事者、即照蒙古律辦理〕<sup>(30)</sup>

卓蟻希の一件は、被害者を民人ではなく旗人とするが、内地の民という点では共通する。本件はこの条例の規定が実際に機能していたこと、及び鬪毆・拒捕以外の刑事性の強い案件にも援用され得たことを示す一例として注目される。そしてさらに言えば、本条の論理は、罪を定める律条を求める場面だけではなく、どのような手順によって審理を進めるかという手続面をも規定するものだったように思われる。すなわち、先に内地型として紹介した手続は、そもそも『大清律例』刑律・断獄・有司決囚等第律の規定に基づく手続であり、<sup>(31)</sup> いわば刑律の世界の規定と呼ぶべきものであった。そして、今回内地型に類別された五件は、いずれも内地を犯行地とする事案であった可能性が高く、<sup>(32)</sup> かかる事案については、例えば罪人が蒙古であったとしても、蒙古例や理藩院の管轄から外れ、専ら刑律の世界の規定によって裁かれたものと考えられるのである。

### 第三節 刑部が理藩院・都察院・大理寺と会審するケース——折衷型

本節でも、まず具体的な事例を紹介した上で、この手順が選択された条件について検討してゆくこととしたい。次に掲げるのは、【乾2】「嘎爾的が民人陳添甲を毆傷し死亡させた一件」<sup>(33)</sup>の事件概要である。

土黙特の人嘎爾的は陳添甲と以前から面識があり嫌隙はなかった。乾隆四十八年（一七八三）二月、嘎爾的は一

区画の土地を民人白五に与え、(白五は)大蒜にんにくを植えて、実つたら均分すると言明していた。七月五日、嘎爾的の子敏珠兒はその土地を通りかかり、大蒜三個を抜き取った。これを見かけた白五は嘎爾的の家に行つて抗議した。嘎爾的は、子供が大蒜を盗んだと濡れ衣を着せられたので、土地を与えないと言いつつ放つたが、白五は取り合わずに帰った。(白五は)帰る途中、陳添甲と出遇い、先のいきさつを訴えた。陳添甲は、一緒に行つて、わびを入れて事をおさめるよう勧めた。白五は、そこで陳添甲と一緒に嘎爾的の家に行つてわびを入れたが、嘎爾的は子供に濡れ衣を着せられたとして取り合わなかつた。陳添甲は責め罵り、嘎爾的は怒つて木棍を取つて、陳添甲の額門の左側を殴り傷つけ、(陳添甲は)倒れ伏した。陳添甲はなおも罵り続けた。嘎爾的はまた木棍で彼の左腿と左膝の外側を殴つて傷つけた。六日になつてから(陳添甲は)死亡した。

この一件は直隸總督から中央に報告され、中央では刑部が理藩院・都察院・大理寺と会審するという手順で審理が進められた。そして、刑部以下の会審による判決案では、

査するに嘎爾的は蒙古に属し、かつ外藩地方にあつて事を犯すに係る。自らまさに蒙古例に照らして問擬すべし。(中略)嘎爾的はまさに「蒙古鬪毆傷重五十日内死者絞例」に依り、絞監候秋後処決に擬すべし。

〔査嘎爾的係属蒙古且在外藩地方犯事。自応照蒙古例問擬。(中略)嘎爾的合依蒙古鬪毆傷重五十日内死者絞例、擬絞監候秋後処決〕

と、加害者が蒙古であること、また犯行地が外藩地方、すなわちモンゴル地域であることを明示した上で、蒙古例の条文が適用されている。蒙古例の適用に際して、罪人が蒙古であるということに加えて、犯行地がモンゴル地域であることを特記している点が本件の特色である。そして、この【乾2】以外の折衷型【乾1】【乾3】【道3】についても、右と同じ蒙古例の闘毆殺人条が適用されており、これらもモンゴル地域において生起した事件であったとみなしてよいであろう。ただし、これらの事案の中央への報告者は、【乾1】【乾2】が直隸総督、【乾3】が察哈爾八旗都統、【道3】が熱河都統であり、その犯行地はモンゴル地域とはいっても、比較的内地に近い長城沿辺の地であったと思われる。

さらに、右に紹介した【乾2】のいま一つの特徴として、加害者を蒙古、被害者を民人とする、いわゆる蒙民交渉の案であったという点が注目される。じつは【乾1】【乾3】においても同様の当事者関係が史料上に明記されており、【道3】についても、その姓名（趙太）から被害者は民人であった可能性が高い。すなわち、この折衷型に類された四件を通覧すると、これらの案件には長城沿辺のモンゴル地域で発生した蒙民交渉の案という共通項を見出すことができるのである。そして、おそらくはこれが折衷型の手順が踏まれる場合の条件だったと考えられる。

#### 第四節 理藩院が三法司と会審するケース——蒙古型

理藩院が主体となって三法司との会審を執り行う蒙古型には、計九件と比較的多くの事案が類別された。これらを中央に報告した官ごとに整理すると、外モンゴルの駐防官から報告された【道4】【道6】【光7】【光10】（以上、庫倫辦事大臣）、【光6】（科布多參贊大臣）、【道1】（定辺左副將軍）、長城沿辺の地から報告の上がる【乾4】（察哈爾

八旗都統)、【光11】(熱河都統)、そして滿洲から報告の上がる【光9】(吉林將軍)となる。最後の【光9】は事案中に犯行地が「蒙界」と記されており、<sup>(35)</sup>おそらくは外蒙東部、滿洲との境界地域で事件を起した犯人が吉林地域で捕縛されたため(逮捕後「送臬」されたとある)、吉林將軍から報告されたのであろう。そこで、これも他の外モンゴルから報告の上がる案に加えた上で、各事案の被害者の立場を探ってみると、

【道1】 蒙古(加害者の親族)

【道4】 明記されず

【道6】 民人

【光6】 喇嘛

【光7】 民人

【光9】 蒙古台吉

【光10】 明記されず

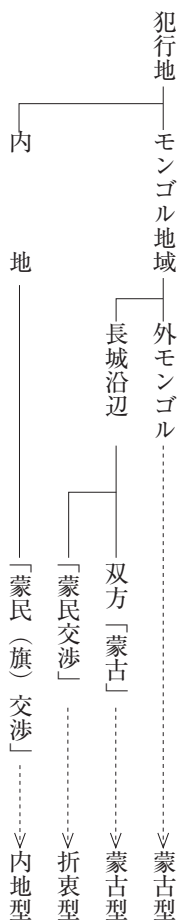
となり、加害者・被害者双方が蒙古という案から蒙民交渉の案まで、多様な当事者関係の事案が含まれていることが知られる。まずは、外モンゴル地域における蒙古人犯の案は、被害者の立場を問わず蒙古型の手順で処理されるのが原則であったとみなしてよからう。

そして長城沿辺の駐防官から報告の上がる二件については、【乾4】が牧廠牧丁、【光11】が喇嘛を被害者としてお

り、いずれも加害者・被害者双方を蒙古とする案であったと考えられる。前節での考察も踏まえると、長城沿辺のモンゴル地域における蒙古どうしの案は蒙古型、蒙民交渉の案は折衷型という手続上の振り分けがなされていた様子が浮かび上がってくる。ただし、今回の調査では、折衷型の該当事案に光緒期のものが含まれておらず、このような振り分けが清末まで存続したか否かについては、別途考究する必要がある。

本章でのここまでの検討結果を図にして示せば、左記のような概念図をまとめることができよう。

【蒙古死刑事案処理の概念図】



ちなみに、この蒙古型の手続は、加害者が蒙古である場合だけでなく、民人に対しても適用される場合がある。山西汾州府平遙県の人張玉庫が蒙古阿爾賓倉を殺害した本件は、「査するに張玉庫は民人に係ると雖も、ただ阿爾賓倉は蒙古に属し、かつ蒙古地方に在つて事を犯すに係る。自ずからまさに蒙古例に照らして問擬すべし（査張玉庫雖係民

人、但阿爾賡倉係屬蒙古且在蒙古地方犯事。自応照蒙古例問擬」と、被害者が蒙古であることと犯行地がモンゴル地域であることを明記した上で、蒙古例の鬪毆殺人条（蒙古鬪毆傷重五十日內身死者將毆打之人絞例）が適用されている。この一件は前引の化外人有犯律條例——嚴密にはこれと同趣旨の『蒙古律例』断獄の条文<sup>(36)</sup>の規定後半が適用されたことを示す貴重な案例であり、ちょうど内地における蒙民（旗）交渉の案と対になる關係をここに見出すことができるであろう。<sup>(37)</sup>

### 第三章 蒙古秋審

#### 第一節 蒙古秋審の手続——地方秋審の実施をめぐる

内地型・折衷型・蒙古型といった判決手順のいずれが選択されたにせよ、監候にあたる罪囚の判決案を裁可し、それに効力を与えるのは皇帝であった。通常の監候判決では、「某々はまさに絞（斬）とし、監して秋後処決を候たしむべし（某々応絞（斬）著監候秋後処決）」といった旨が皇帝より下され、以後、当該事案は秋審手続へと回されることになった。

すでに第一章において触れたとおり、「秋審招冊」における事案構成は、左記の「i」→「iii」となっているのが通例であった。しかし、同史料から抽出された蒙古人犯の案には、このうちの「iii」の記述を含むものと、含まないものとの二種が存在していた。



〔i〕 事案の基礎情報

〔ii〕 監候判決が下されるまでの経緯

〔iii〕 地方秋審の報告が中央に届けられるまでの経緯

この地方秋審に関する記述の有無を基準として、本稿で考察の対象としている蒙古秋審の案を分類すると、以下のようになる（欠葉により史料後半の情報を欠く【光8】を除く）。

A 地方秋審についての記述があるもの

【乾1】 【乾2】 【道2】 【道3】 【道5】 【光1】 【光2】 【光3】 【光4】 【光5】 【光9】 【光11】

B 地方秋審についての記述がないもの

【乾3】 【乾4】 【道1】 【道4】 【道6】 【光6】 【光7】 【光10】

このA、B各グループの事案を比較してみると、両者にはかなり明瞭な区別があったことがわかる。それは、各地方において皇帝の監候判決を受け取った官は何者であったか、という点である。すなわち、Aのグループでは直隸総督・盛京刑部侍郎・吉林將軍・黒龍江將軍および熱河都統が皇帝の監候判決を受け取っており、彼らは各地方で監候人犯の身柄管理に責任を負う立場の者となった。また、Bのグループでその立場については察哈爾八旗都統・庫倫辦事大臣・定辺左副將軍・科布多參贊大臣であり、こちらは全てモンゴル地域の駐防官である。Aの直隸総督から黒

龍江將軍までの四者は内地の官であり、基本的には内地の官が管理責任を負った罪囚については地方秋審の記述があり、モンゴル地域の官の場合はこれを欠くという対応関係を指摘することができる。熱河については、民人行政と蒙古行政の機構が併存する地であったが、やはり畿輔の一角であり、ここでは熱河都統も内地の官として扱われているものと思われる<sup>(38)</sup>。

さて、この地方秋審をめぐる「秋審招冊」の記述内容の相違は、それぞれのグループにおける秋審手続の内容をどのように反映しているのであろうか。まず、Aについては、招冊の記述にある通り、地方単位での秋審の原案作成が行われていたことは疑いなく、こちらに類別された各案は内地民人の案と同様の扱いで処理されたと考えてよい。問題はBについてであるが、ここに類別された事案の扱いを追跡できる案例として、【道1】「根墩扎普が小功服叔三巴扎布を扎傷し死亡させた一件」<sup>(39)</sup>がある。以下、この一件に対する審議の経過を追いつながら、モンゴル地域の官のもので身柄を管理された罪囚に対する秋審手続の実際を再構築してみよう。

まず、この一件の事件概要は下記の通りである。

根墩扎普は小功服叔（父の従兄弟）三巴扎布ともともと嫌隙はなかった。道光七年十月十八日（一八二七年十二月六日）、根墩扎普は馬の轡くわをなくし、探したが見つからなかった。根墩扎普の妹得里克は、三巴扎布が野外で轡を拾い、根墩扎普がなくした物と似ている（と告げた）。根墩扎普はそこで三巴扎布の家に行き返してくれるよう求めたが、たまたま三巴扎布は外出していた。根墩扎普は彼の母親に告げて、すぐに（轡を）持ち帰った。三巴扎布は家に帰ってから（事情を）聞き、根墩扎普の家に行つて、轡は自分が拾ってきたものであるとして、

ただちに（轡を）持って立ち去ろうとした。根墩扎普は奪い返そうとしたが、三巴扎布は手を放さず、口論になった。三巴扎布は手で根墩扎普の首を絞め、さらに殴りつけた。根墩扎普は（首を絞めている）手を放させようと、切羽詰まって身に佩びていた小刀を抜いて斬りつけ、三巴扎布の左後肋を傷つけた。（三巴扎布は）十一月十三日に死亡した。

本件は定辺左副將軍から中央に報告が上がり、その判決案は理藩院が三法司と会審することによってまとめられた。ただ、本件ははじめ立決として皇帝に届けられており、これが監候事案となったのは皇帝の指示によるものであった。

その情節を核ぶるに、搭まれて情急き、抵扎すること一傷、なおことさらに逞兇干犯するにあらず。ただ死（者）は小功服叔に係り、服制の関わるころ、なおまさに律に按じて問擬すべし。<sup>(4)</sup> 根墩扎普はまさに「卑幼毆本宗小功叔死者斬律」に依り、斬立決に擬すべし。等因。道光八年九月六日（一八二八年十月十四日）、題す。八日、旨を奉ず。根墩扎普は改めてまさに斬とし、監して秋後処決を候たしむべしと為す。余は議に依れ。これを欽めり。定辺左副將軍に咨行し、根墩扎普を監候せしむ。案に在り。

〔核其情節、被搭情急、抵扎壹傷、尚非有心逞兇干犯。惟死係小功服叔、服制攸関、仍應按律問擬。根墩扎普合依卑幼毆本宗小功叔死者斬律、擬斬立決。等因。道光捌年玖月初陸日題。初捌日奉旨。根墩扎普改為應斬著監候秋後処決。余依議。欽此。咨行定辺左副將軍、將根墩扎普監候。在案〕

ここでの斬立決から斬監候への改定は、『大清律例』刑律・鬪毆・毆大功以下尊長律條例に「一、凡そ本宗期功尊長を毆死し、罪、斬決を干す<sup>おか</sup>の案、情軽きに係るの如きは（中略）その犯すところの情節を核<sup>しら</sup>べ、実に矜憫すべき者は、夾簽<sup>（4）</sup>声明し、恭みて欽定を候<sup>ま</sup>つ（一、凡毆死本宗期功尊長、罪干斬決之案、如係情軽（中略）核其所犯情節、実可矜憫者、夾簽声明、恭候欽定）」とあることに拠るものであり、とくに異例な処置ではない。ここではむしろ、外モンゴル地域から上げられてきた、蒙古の親族間の殺傷事件に対して、中国法の家族概念を踏まえた毆大功以下尊長律や同条例が適用されて処理されていることに注目すべきであろう。いずれにせよ、監候を命ずる皇帝の旨は、定辺左副將軍のもとに転送され、根墩扎普は監禁の上、秋審の結論を待つ状態に置かれることとなった。

先にBに分類した各案のうち、この【道1】を除く七件は、全てこの「咨行○○、將△△監候。在案」の部分まで記述を終え、その後の審議経過をたどることはできなくなっている。「秋審招冊」の対象となっている以上、九卿会審の組上に上されていることは間違いないが、史料の文面からこれを明確に裏付けることはできない。しかし、じつは「秋審招冊」の一部には、複数年にわたって秋審の議にかけられた事案が含まれており、そのような事案であれば、監候判決後の当該事案に対する審議の流れを追跡することができるのである。そして、この根墩扎普の案は、まさしくそうした事案の一つであった。前引の「定辺左副將軍に咨行し、根墩扎普を監候せしむ。案に在り」に続けて、史料は次のように語っている。

道光九年（一八二九）秋審。該臣等、九卿・理藩院・詹事・科道等の官と会同して会審す。根墩扎普はまさに情

実たるべし。等因。具題す。旨を奉ず。この情実の根墩扎普は覆奏せしむ。冊は留覽す。これを欽めり。刑科掌印給事中托明等題す。旨に遵い覆奏するための事。旨を奉ず。勾到を候またしむ。これを欽めり。掌陝西道監察御史宗室博通等題す。重囚を処決するための事。等因。道光九年十月二十七日（一八二九年十一月二十三日）、題す。本日、旨を奉ず。根墩扎普は牢固監候せしむ。欽みて遵い案に在り。

〔道光玖年秋審。該臣等会同九卿・理藩院・詹事・科道等官會審。根墩扎普、心實。等因。具題。奉旨。這情實根墩扎普著覆奏。冊留覽。欽此。〕  
〔拋刑科掌印給事中托明等題。為遵旨覆奏事。奉旨。著候勾到。欽此。〕  
〔拋掌陝西道監察御史宗室博通等題。為処決重囚事。等因。道光玖年拾月貳拾柒日題。本日奉旨。根墩扎普著牢固監候。欽遵在案〕

すなわち、根墩扎普は道光九年（一八二九）の秋審において、九卿・理藩院・詹事・科道等を構成員とする會審にかけられ、情実（執行妥当）と判断されたことがわかる。ここでは、通常の九卿會審（九卿・詹事・科道等を構成員とする）とは異なり、理藩院の堂官がとくに参加していることが裏付けられる（註）ほか、その前段階として地方での秋審原案の作成や報告の作業が行われた様子が一切確認されない点が目目される。九卿會審後の覆奏、勾決（勾到）は情人犯に対する通常の処理手続であり、当該人犯を処刑するや否やは、勾決の手続の場において定められることとなっていた。根墩扎普の場合は、ここでも執行命令の下達を免れ、皇帝からは「牢固監候せしむ」と、その身柄を監候に留め置く指示が下された。（註）本件はこのような扱いを受けたため、年をまたいで翌年の秋審にかけられることとなり、その道光十年（一八三〇）秋審の際に作られたのがこの「秋審招冊」の一件であった。

このような本件の内容を踏まえると、前述のBのグループについて、次のような審議の流れを想定することができらるであろう。すなわち、モンゴル地域の官のもとで身柄を管理された監候人犯については、地方段階で秋審の原案を作成する地方秋審の手続は行われず、秋審の審議は専ら中央で進められる仕組みとなっていた。<sup>(44)</sup> 中央の九卿会審には、通常の構成員のほか理藩院の堂官も参加していたが、基本的な手続は他の事案とほぼ同一であった。その中には、処刑を免れ、複数年にわたって監禁されるような罪囚も含まれ得た。このように地方の関与は限定的であったが、少なくとも王朝機構全体として見た場合、清代後期には、蒙古人犯を対象とした秋審も一定の実効性を持って運用されていたものと言ってよいように思われる。

なお、この地方秋審の不実施は、必ずしもモンゴル地域の官が、秋審の「実務」に全く携わってなかったことを意味するものではない。清末成立の史料であるが、『烏里雅蘇臺志畧』月咨には、「まさに秋審に入るべき斬絞人犯、毎年四月に冊を造りて「刑部・理藩院」に咨行す（応入秋審斬絞人犯、毎年四月造冊咨行「刑部・理藩院」）とあり、また「科布多政務総冊」事宜にも、より簡略な表現ながら「毎年四月に秋審案件を辦理す（毎年四月辦理秋審案件）」との記事が見えている。おそらくはそれぞれの地域の監候人犯について、取監状況等に関する預備報告を行っていたものと思量される。

## 第二節 蒙古秋審の免死減等

蒙古人犯を対象とした秋審が実効性を持った制度として機能していた場合、これに付随するいくつかの現実的な課題が生じてきたはずである。すなわち、秋審を通じて罪囚は処刑される者と処刑されない者に大別されるが、前者は

ともかく、後者の処遇は中国本土においても大きな課題となっていたのである。処刑されない者の堆積に伴う管理上の問題や、<sup>(48)</sup>こうした罪人に対する減等処置に関する問題は、<sup>(49)</sup>清代を通じてしばしば朝廷の議題に上されていた。清代モンゴル地域の監獄制度については、なお詳細が明らかでないが、蒙古人犯の免死減等については、乾隆三十七（一七七二）年九月の理藩院奏准の定例として次のものなどがあり、人命事案について、蒙古例に特有の家畜罰もしくは内地への発遣という措置が規定されていた。

一、凡そ人を傷つけ死に致らしめ、絞に擬せられし緩決の蒙古重犯、恩詔に遇い減等せし後、なお蒙古律に照らし<sup>(50)</sup>て三九牲畜を罰取し、屍親に給付して完結す。数に照らして獲る無き者のごときは、即ち山東・河南等省に発して、駅站到交し、苦差に充當す。

〔二、凡傷人致死、擬絞緩決之蒙古重犯、遇恩詔減等後、仍照蒙古律罰取三九牲畜、給付屍親完結。如照數無獲者、即發山東・河南等省、交駅到、充當苦差<sup>(51)</sup>〕

窃盜・強盜等の案の減等に関する規定については、例えば道光八年（一八二八）「緩決三次減等章呈」の「減發河南・山東駅到差」と「減發雲・貴・兩広駅到差」の二項に、「蒙古偷窃牲畜」の案などが列示されており、<sup>(52)</sup>こちらも内地発遣が基本的な措置となっていた。そしてこの「緩決三次減等章呈」では、配流先の遠近によって減刑後の処遇に等差を設ける仕組みも確認することができ、例えば「蒙古偷窃牲畜二十四匹以上為徒」については河南・山東への発遣、「蒙古偷窃牲畜三十四匹以上為徒」については雲南・貴州・兩広への発遣とされていた。

また、『刑案匯覽』所載の道光十年（一八三〇）説帖には、実際に秋審を経て内地に配流された蒙古人犯が、配所から逃亡し、さらに犯行を重ねたという事例も載せられている。<sup>(53)</sup>このほか、道光十二年（一八三二）の「蒙古遣犯病故応募理藩院」によると、当時、内地発遣に処された蒙古人犯について、各省が理藩院に対して行っていた報告は毎年「一、二百件之多」であったという。<sup>(54)</sup>もちろんこの概数は秋審を経た罪人だけを数えたものではないが、少なくとも道光年間前半には蒙古人犯の内地発遣が、日常的に行われるようになっていた様子を看取することはできよう。なお、島田正郎氏は嘉慶末・道光初以降、蒙古例中に発遣の規定が「急速にしかも顕著に進出した」との重要な指摘をされている。<sup>(55)</sup>内外モンゴルの広範な地域で、監候人犯が日常的に発生しうる状況が生じていった時期―それはともなおさず、蒙古人犯の免死減等処置に伴う内地発遣が日常化する時期ともなるはずである―を考える上でも、この指摘は示唆に富む。本稿では長城沿辺の地から報告された「乾隆招冊」の事案と、内外モンゴルの各地から報告された「道光招冊」「光緒招冊」の事案を検討の対象としてきたが、将来的には今回取り上げることのできなかった嘉慶年代から道光初年頃にかけての状況を解明してゆくことで、蒙古秋審の展開や内地発遣の問題についてのより踏み込んだ議論を展開することが可能となるように思われる。

## 結語

本稿では、清代後期における蒙古人犯の案に対する分析を通じて、（一）中央での蒙古の死刑事案に対する判決手続と（二）蒙古秋審の問題について検討を加えてきた。以下にその結果明らかになった事柄を整理し、本稿の結びと



したい。

まず、(一)の課題に対する検討から、清代後期には蒙古の死刑事案を扱う判決手続に三通りの手順が存在したことが明らかとなった。このうち、三法司のみで判決案の作成が行われる内地型の手続は、内地で発生した蒙民あるいは蒙旗交渉の案に対して選択されていた。ここでは「蒙古の内地に在って事を犯す者の如きは、刑律に照らして辦理す」と規定する化外人有犯律条例の前半部分の論理に導かれた判決案が確認されたほか、この条文の論理は司法手続の面にまで貫徹されるものであったことが知られた。また、本稿では同条後段の「民人の蒙古地方に在って事を犯す者の如きは、即ち蒙古律に照らして辦理す」についても、対応する具体的な案例を見出しうることを示した。そして、理藩院が中心となって三法司と会同する蒙古型の手順は、外モンゴルにおける蒙古の死刑事案に広く適用され、また長城沿辺のモンゴル地域についても、犯罪の加害者・被害者双方が蒙古の場合に選択されていたことを確認した。このほか蒙古型と内地型の折衷型とも言うべき類型も存在し、これは刑部が中心となって理藩院・都察院・大理寺と会同するというものであった。この折衷型は、長城沿辺のモンゴル地域で発生した犯罪のうち、蒙民交渉の案について選択されるものであったと考えられる。清代モンゴルの裁判について、地域間の差異を考慮すべきことは、夙に先学によって指摘されてきたところであるが、今回の検討結果から、それらの指摘が分析視角として有用であることを、具体的な案例を通じて確認することができたと言うことができる。

また、従来その実効性をめぐって議論の分かれていた蒙古秋審については、監候判決を受け取った地方の官員によってその取り扱いが二分されることが明らかとなった。まず、内地の官に身柄を管理された罪囚については、通常の民人の案と同様の手順で処理されていた。一方、モンゴル地域の官に身柄を管理された罪囚については、内地に

おけるような地方秋審は実施されず、モンゴルの官は秋審の判断には関わらなかつたものと考えられる。従来、蒙古秋審の実施や実効性が疑問視されてきた大きな要因はここにあるのであろう。しかし、地方秋審の対象とならない事案についても、朝廷中央では審議が進められており、監候の罪囚を分類処置するという側面からは、こちらの事案を対象とする秋審も、充分実効性を備えた制度として機能していた。ただし、それは内地における秋審と全く同様のものというわけではなかつた。すなわち、内地の地方秋審では、罪囚を省城に呼び寄せて面訊を行う「提犯会勘」という手続が行われており、そこには冤罪の発見・更正や多官会審といった機能が、少なくとも形式的には備わっていた。さらに、「提犯会勘」の儀式化したシステムは、それ自身が王朝の權威を宣示する機会の一つにもなっていた。また、地方の原案を中央が覆審することによって得られる統制効果のごときものも働いていたと考えられる。モンゴル地域の罪囚を対象とした秋審では、制度に織り込まれていたこうした様々な機能が捨象されていた点には留意しておく必要がある。これは死刑の扱いを立決と監候に大別し、さらにその監候を情実・緩決等に分かつ仕組みで構築されていた清朝の刑罰体系を貫徹する必要性が先に立って、該地への秋審の導入が促されていたためではないかと思われる。

今回の考察結果からは、蒙古に対する清朝の司法手続は、犯行地・事件当事者の帰属・担当する官僚などによって複雑に分岐する仕組みをもって運用されていた様子が浮かび上がってきた。なかでも判決手続、秋審手続のいずれにおいても、内地か否かという指標が、かなりの重みを持つ条件となっていたことは一つの発見であった。また、判決手続における折衷型のように、接壤地帯の交渉案件を掬い取るための中間的な処理の枠組みが設定されていたことも注目すべき点である。このような仕組みは、広範な地域で交錯しあいながら暮らす人間集団を把握し制御してゆく上

で、清朝が試行錯誤しながら生み出していったものであろう。そして、こうした仕組みが構築されてゆく過程や背景それ自体も興味深い課題であるが、この制度の由来に関する研究は今後の課題とし、本稿での検討はひとまずここで締めくくることがしたい。

- 1 ここである「蒙古」は、察哈爾・熱河等のいわゆる内属蒙古の民と、内外モンゴルの札薩克旗に編入された人々を指す。ここには外モンゴル西部の烏梁海人などが含まれる一方で、八旗蒙古等に編入されたモンゴル人は含まれない。現代的な意味でのモンゴル人一般とは意味合いが異なるので、本稿では混同を避けるため、とくにこれを「蒙古」と表記することとした。
- 2 従来の清代法制研究において、中国本土の問題に重点が置かれる傾向が強かったことについては、萩原守氏による指摘がある(同氏「二〇〇六」三二頁)。
- 3 島田正郎「一九八二」「一九九二」、萩原守「一九九三」「二〇〇六」など。また近年までの研究史については、萩原守「二〇〇六」三九～四五頁や烏力吉陶格套「二〇〇七」三～一頁を参照。
- 4 秋審についてはすでに多くの専論が公刊されているが、その多くは主として中国本土の民人をめぐる問題を念頭に置いたものであった(日本国内の秋審制度に関する主要な研究については、赤城美恵子「二〇〇七」を参照)。蒙古の重案審議については、乾隆二十年の『刑科史書』を用いた島田正郎「一九九二」第二部が先駆的な業績としてあるが、その前後の時期の状況は、なお明らかにされてこなかった。また、この『刑科史書』は各事案に対して監候判決が下されるまでの経緯を記録したものであり、秋審の問題については別途考究する必要性が残されていた(高遠拓児「二〇〇八」四〇〇～四〇二頁)。国外では、鄭秦「二〇〇〇」二九四～二九六頁や孫家紅「二〇〇七」一〇一～一〇二頁が蒙古秋審の問題に言及するが、これらは蒙古例などの規定類の紹介に重点を置いたものであり、実態面に踏み込んだ考察とはなっていない。

- 5 清朝の死刑制度の大枠については、滋賀秀三「一九八四」二三～二六頁、鄭秦「一九八八」一四九～一五三頁、那思陸「一九九二」二二七～二四六頁を参照。
- 6 監候判決を受けた者のうち、地方監獄に拘禁される罪囚を対象として行われたものを秋審、北京の監獄に拘禁される罪囚を対象として行われたものを朝審と呼ぶ。
- 7 島田正郎「一九九二」三五四～三六五頁、同「一九九五」七五～七八頁。
- 8 鄭秦「二〇〇〇」二九五頁。
- 9 高遠拓児「二〇〇八」「二〇〇九」および同「清代秋審制度と蒙古命盜重犯」(法制史学会東京部会第二百二十五回例会での口頭報告。二〇〇八年六月)。
- 10 情実・緩決・可矜の分類枠の成立過程については、陶安あんど「二〇〇一」、赤城美恵子「二〇〇五a b」を参照。また、緩決・可矜とされた罪囚のうち、減刑して老病の親を養わせる留養という処置もあった。留養については中村正人「二〇〇〇」～「〇四」を参照。
- 11 地方秋審の手続については高遠拓児「二〇〇二」を参照。
- 12 九卿は六部・都察院・通政使司・大理寺の堂官、詹事は詹事府の堂官、科道は六科給事中と十五道監察御史をそれぞれ指す。なお、清代後半の九卿会審には、上記以外のより広範な官員の参加が通例となっていたとされる(鄭秦「一九八八」一七八頁)。
- 13 とくに情実人犯に対しては、皇帝が執行命令を下す者と保留する者とに分別する勾決と呼ばれる手続が行われた。勾決については高遠拓児「一九九九」を参照。
- 14 「秋審招冊」については伊藤洋二「一九八七」と高遠拓児「二〇〇四a」、とくに各機関の収蔵状況については後者の一二八～一二三〇頁を参照。

15 『刑部直隸司重囚招冊』は乾隆五十年の秋審の際に作成された招冊であり、表題が示す通り刑部直隸司（直隸清吏司）が取り扱った事案をまとめたものである（本史料は二〇〇九年現在「東京大学東洋文化研究所蔵漢籍善本全文影像資料庫」においてその全文を閲覧することが可能となっている）。なお、この『刑部直隸司重囚招冊』は不分巻であるが、各冊の表紙右下には一〇十の整理番号が振られている。本稿ではこの番号に従って引用冊を示したが、影像資料庫の冊番号とは異なっているので、こちらは括弧注記にて示すこととした。

16 『各省秋審緩決情実・道光中招冊』は道光三、八、十年の秋審の際に作成された招冊を収める。

17 『秋審招冊』は光緒十九、二十、二十四、二十五、二十九〜三十三年の秋審の際に作成された招冊を収める。

18 ここでは「秋審招冊」から抽出した蒙古人犯の案に、【乾1】【乾2】……といった便宜上の事案番号を付す（各事案は、監候判決が下った年月日順によって配列）。なお、ここに列示した蒙古人犯の案のうち、【乾3】【道3】については高遠拓児「二〇〇八」、「光緒招冊」の各案については同「二〇〇九」に史料原文が載録される。併せて参照されたい。

19 以下、本節では原史料の表記に基づいて法適用の文言を示し、対応する『大清律例』、『蒙古律例』、『理藩院則例』の条目を括弧注記で示す。なお、本稿では『大清律例』のテキストとして文海出版社一九六四年影印の『大清律例会通新纂』、『蒙古律例』のテキストとして文殿閣書莊一九三六年出版（国文学文庫第三十二編）の『蒙古律例』を利用し、道光二十三年刊『理藩院則例』と光緒十七年刊『理藩院則例』については、それぞれ京都大学人文科学研究所蔵本（道光本の請求記号は史-XIII-2-75、光緒本は史-XIII-2-77）を用いた。

20 史料原文には「薩木坦必從重照偷馬拾匹以上絞例、擬絞監候秋後處決」と記される。本件が審議された乾隆五十年前半までは、乾隆二十四年の旧例「偷蒙古四項牲畜至十頭以上者。首賊擬絞。就近在同知衙門監候。（中略）為從者。俱照例。鞭一百・罰三九牲畜。給付事主」と、乾隆四十二年の新例「蒙古人等偷竊四項牲畜。均不分首從。滿十四匹以上者。擬絞監候」とが設けられており（島田正郎「一九八二 四六七〜四七七頁」、本件では、從犯に対してより重い刑罰を規定する新例が適用

されたため、とくに「応従重」という文言が加えられたものと思われる。なお、本件に対応する『蒙古律例』や『大清律例』の条例は、その後修改されていたため、前注所引のテキストでは直接確認することはできない。

21 額力登烏卓勒への法適用の文言は、二件の史料上に混乱があるので、ここには整理して示した【光4】では「照隨蘇兵丁私逃斬立決例量減為斬監候」、【光5】では「照隨征兵丁私逃斬立決立上量減為斬監候」。

22 本件の史料原文では、「該理藩院等衙門奏前事内開。該臣等会同都察院・大理寺會看得」と記されるが、三法司（刑部・都察院・大理寺）のうち刑部のみ不関与となるケースがあったとは考えがたい。おそらくは「該臣等会同刑部・都察院・大理寺會看得」とすべきところを、招冊作成時に「刑部」二字を脱漏としたものと考えられる。

23 光緒三十二年五月は二十九日までのため、五月三十日という日付は存在しない。月日のいずれかに過誤があるものと思われる。

24 「内地」は中国本土と満洲（盛京・吉林・黒龍江）の地を指す。裁判制度の上で満洲も内地とみなされていたことは、後掲【光2】「卓蟻希誘拐唐氏羞忿投井身死一案」を参照。この一件では、犯行地の黒龍江が「内地」と明言されている。

25 前掲注5の諸研究は、いずれもこのケースの手順について述べたものである。

26 理藩院の組織や司法面での職掌については、島田正郎【一九八二】一八〇～一八三頁、趙雲田【一九八九】五五～六三頁、那思陸【一九九二】一四九～一五〇頁などを参照。

27 『蒙古律例』断獄・凡死罪人犯扎薩克等審訊報院「一、凡応擬斬絞之蒙古人犯、由該扎薩克処審訊、声叙罪情、報院、由院会同三法司定擬具奏請旨」。道光『理藩院則例』審斷・秋審會議「一、蒙古擬定死罪人犯、由各該処審明報院。由院会同三法司定擬具奏。其応監候秋後処決者、帰刑部秋審、会同九卿・科道擬議」、同・死罪人犯扎薩克等審訊報院「一、凡応擬斬絞之蒙古人犯、由各扎薩克処審訊、声叙罪情、呈報盟長。由盟長核転報院、会同三法司定擬具奏請旨」（この二条は光緒『理藩院則例』でも変更はない）。

28 史料の全文は以下の通り（段落分けは引用者による。以下同）。

奉天司一起。絞犯壹名卓蟻希。年參拾貳歲。係西辺外図木沁蒙古。

該刑部等衙門題前事内開。該臣等会同都察院・大理寺会看得。卓蟻希誘拐唐氏致令羞忿投井身死一案。拋黑龍江將軍恩沢等咨稱。緣卓蟻希係図木沁蒙古。來至黑龍江。与唐氏之夫六指爾素識往來。六指爾出外傭工。卓蟻希常在六指爾家寄住。肆月初捌日。唐氏因欲接女回家。令卓蟻希趕車同往。行至中途。卓蟻希見唐氏貌美。陡起淫心。当向唐氏稱說。意欲拐逃前往原籍。作為夫婦。唐氏不從。卓蟻希用言恐嚇。唐氏無奈跟随。卓蟻希將唐氏拐至客店打尖。唐氏乘卓蟻希出外。向店主哭訴前情。報經站官。將卓蟻希掣獲。連唐氏一併送省。唐氏羞忿難堪。称欲自尽。經六指爾之弟時加防範。詎唐氏乘間投井殞命。報驗審供不諱。查卓蟻希誘拐唐氏。不從。致令羞忿投井身死。例無加重治罪明文。卓蟻希雖係蒙古。惟在内地犯事。應按刑律仍照本例問擬。除唐氏附請旌表外。卓蟻希合依誘拐婦女被誘之人不知情絞例。擬絞監候秋後處決。等因。光緒貳拾肆年拾貳月拾柒日題。拾玖日奉旨。卓蟻希依擬應絞著監候秋後處決。余依議。欽此。咨行黑龍江將軍。將卓蟻希監候。在案。

光緒貳拾伍年秋審。拋黑龍江將軍恩沢会審得。卓蟻希前往依普奇屯。与小兒等種豆。即在素識之旗丁六指家中常住。六指之妻唐氏央求該犯。与其趕駕驢車。前往東図莫台屯。接伊出嫁之女婦寧。行至中途。該犯陡起淫念。即向唐氏言說。意欲將伊拐帶回籍。作為夫婦。唐氏聞言不從。該犯即用強言恐嚇。硬將唐氏拐。至塔勒哈站投店打尖。該犯出外飲驢之際。唐氏向店主哭訴前情。控經該站官人。將該犯捕獲。擬將唐氏等一併送省。正欲呈通問。詎唐氏羞愧難當。乘人不防。投井身死。有夫之婦欲霸為妻。用言恐嚇拐逃。以致羞忿自尽。情狀強橫。蓄意淫惡。卓蟻希心情實。等因。具題。奉旨。三法司知道。

29 図木沁は不詳。ただし、黒龍江省に隣接する哲里木盟の領域には、現在、図木吉という地名が確認できる（中華人民共和國政区標準地名図集）星球地図出版社、一九九九）。ここは黒龍江省から哲里木盟に入った卓蟻希の逃走経路の延長線上に位



置しており、図木沁 (tumuqin) はこの図木吉 (tumuji) のことを指している可能性がある。

30 この条例については、仁井田陸「一九八〇」四四六頁、島田正郎「一九八二」九三頁を参照。なお、本条と同趣旨の規定は、『蒙古律例』断獄・蒙古人在内地犯事照内地律治罪、民人在蒙古地方犯事照蒙古律治罪条や道光および光緒『理藩院則例』審断・蒙古人各按犯事地方治罪にも見える。この規定の重要性と関連する判例収集の必要性については、二木博史氏による萩原守「二〇〇六」への書評の中でも触れられている(『法制史研究』五十七、三五五頁)。

31 『大清律例』刑律・断獄・有司決囚等第律「至死罪者、在内法司定議、在外聽督撫審錄、無冤依律議擬〔斬絞情罪〕、法司覆勘定議、奏聞」(「」は小注)。

32 【光一】は黒龍江將軍から報告の上がる黒龍江の蒙古の案であり、事件そのものも同地で発生したと考えられる。【光三】は事案中に「在内地犯事」と明記される。また、道光期の二案については、ともに蒙古例ではなく『大清律例』の条文が適用されて罪が定まっているが、その際に「蒙例並無治罪專条、应按刑律」といった蒙古例に該当条文を求めた痕跡が見られない。これは、『大清律例』名例律・化外人有犯律条例の「如蒙古在内地犯事者、即照刑律辦理」との規定が適用されたためと考えられ、この二件も内地を犯行地とする案であった可能性が高い。

33 史料の全文は以下の通り。

直隸司一起。為報明事。絞犯壹名嘎爾的。年參拾伍歲。係土默特旗章京扎木彦佐領下台吉巴拉克扎布管下蒙古。

扼直隸總督劉峩審得。嘎爾的毆傷民人陳添甲身死一案。將嘎爾的依例擬絞。等因。乾隆肆拾玖年貳月貳拾柒日題。閏參月初拾日奉旨。三法司核擬具奏。欽此。該臣等会同理藩院・都察院・大理寺會看得。嘎爾的與陳添甲素識無嫌。乾隆肆拾捌年貳月間、嘎爾的將地壹段給與民人白五、種蒜、言明成熟均分。至柒月初伍日、嘎爾的之子敏珠兒從白五所種蒜地經過、將蒜拔取參類。白五瞥見、前赴嘎爾的家理論。嘎爾的以白五誣賴伊子竊蒜、聲言不與種地、白五並不較而回。行至中途、與陳添甲撞遇、將前情訴知。陳添甲勸令同往賠禮息事。白五即與陳添甲同至嘎爾的家賠禮。嘎爾的因其誣子為竊、置



之不理。陳添甲用言斥罵、嘎爾的气忿隨取木棍、毆傷陳添甲額門偏左、倒地。陳添甲仍罵不休。嘎爾的復用棍毆傷其左腿偏外并左膝偏外。延至初陸日殞命。報驗審供不諱。查嘎爾的係屬蒙古且在外藩地方犯事。自應照蒙古例問擬。除白五擬杖外、嘎爾的合依蒙古關毆傷重五十日內死者絞例、擬絞監候秋後處決。查此案並無犯病展限。合併聲明。等因。乾隆肆拾玖年陸月初伍日題。初玖日奉旨。嘎爾的依擬應著監候秋後處決。余依議。欽此。咨行直隸總督。將嘎爾的監候。在案。乾隆伍拾年秋審。拋直隸總督劉我會審得。嘎爾的因陳添甲噴其不理斥罵、該犯氣忿用棍毆打、不期致傷陳添甲斃命。毆由被罵。死出不虞。情尚可原。嘎爾的應緩決。等因。具題。奉旨。三法司知道。

34 長城沿辺の地という表現はやや厳密性を欠くが、「秋審招冊」では、個々の犯行地が具体的に示されない場合が多く、今回収集した案例のみではこの折衷型の及ぶ範囲を明確に指定することは困難である。詳細は後考に期し、本稿ではひとまず上記の表現に留めることとする。

35 「光緒招冊」奉天第十一冊「赫萌得偷竊馬參拾匹以上一案」「赫萌得先未為匪。嗣該犯与在逃之于二成子遇道。貧難該犯起意偷馬、于二成子允從。即於是月同夥貳人各携繩索、偕至蒙界。見蒙古台吉色得勒吉家馬羣在彼牧放、与于二成子窃得雜色馬參拾匹、用繩聯住、牽至空地、俵分各散」。

36 「蒙古律例」断獄・蒙古人在内地犯事照内地律治罪、民人在蒙古地方犯事照蒙古律治罪条「一、蒙古等在内地犯事、照依刑律定擬。民人在蒙古处犯事、照依蒙古律定擬」。

37 なお、モンゴル地域における民人どうしの案および内地における蒙古どうしの案については、今回の調査では具体的な案例を見出すことができなかった。これらの事案の扱いについては、別途案例を求めて考察してゆく必要がある。

38 熱河都統のもとでも地方秋審が行われていたことについては、『刑案匯覽』卷五十九・刑律・断獄・有司決囚等第・道光七年説帖「熱河民蒙案件悉歸都統辦結」を参照。ここでは、道光七年以前から、熱河において地方秋審が行われていたことが語られている。

39 史料の全文は以下の通り。

山西司一起。斬犯壹名根墩扎普。年貳拾貳歲。係三音諾彥部落公扎木色楞扎布旗下台吉喇布坦屬下人。該理藩院等衙門題前事內開。該臣等会同刑部・都察院・大理寺會看得。摺調任定辺左副將軍格布舍咨報。根墩扎普扎傷小功服叔三巴扎布身死一案。緣根墩扎普与小功服叔三巴扎布素無嫌隙。道光柒年拾月拾捌日、根墩扎普失去馬嚼、找尋無獲。根墩扎普之妹得里克、以三巴扎布在野外拾得馬嚼、与伊所失原物相似。根墩扎普隨至三巴扎布家討要、適三巴扎布外出。根墩扎普向其母告知、当即携回。三巴扎布回家聞知、亦至根墩扎普家、以馬嚼係其拾來、即拿取欲走。根墩扎普向奪、三巴扎布不肯放手、致相爭吵。三巴扎布用手捺住根墩扎普咽喉、連毆。根墩扎普冀其放手、一時情急順拔身佩小刀向扎、致傷其左後肋。至拾壹月拾參日殞命。報驗審供不諱。查根墩扎普因被小功服叔三巴扎布用手捺住咽喉、連毆、一時情急、拔刀向扎適傷三巴扎布、殞命。核其情節、被捺情急、抵扎壹傷、尚非有心逞兇干犯。惟死係小功服叔、服制攸闕、仍應按律問擬。根墩扎普合依卑幼毆本宗小功叔死者斬律、擬斬立決。等因。道光捌年玖月初陸日題。初捌日奉旨。根墩扎普改為應斬著監候秋後處決。余依議。欽此。咨行定辺左副將軍、將根墩扎普監候。在案。

道光玖年秋審。該臣等会同九卿・理藩院・詹事・科道等官會審。根墩扎普心情實。等因。具題。奉旨。這情實根墩扎普著覆奏。冊留覽。欽此。摺刑科掌印給事中托明等題。為遵旨覆奏事。奉旨。著候勾到。欽此。摺掌陝西道監察御史宗室博通等題。為處決重囚事。等因。道光玖年拾月貳拾柒日題。本日奉旨。根墩扎普著牢固監候。欽遵在案。

40 酌量事情が認められるもの、卑幼が尊長を損ねた事件であるので、嚴刑を定めた律の規定に依拠することを述べている。  
41 夾簽声明は皇帝への報告時に付箋で酌量事情を注記する手続。例えば、根墩扎普の一件では、「被捺情急、抵扎壹傷、尚非有心逞兇干犯」辺りの事情が注記されたものと思われる。

42 蒙古秋審の會審に理藩院の堂官が参加することは、道光『理藩院則例』通例・秋審上班に「届日、本院堂官赴天安門外朝房、会同大学士・九卿・詹事・科道等官會審」などあることよって、規定上は確認されていた。

- 43 この根墩扎普の一件では、立決から監候、情実から監候への留め置きと、二重の緩和措置がとられていたが、このような扱いは同時代の案例として決して特殊なものではなかった。律の上では親族関係の名分を重視して嚴罰が設定される一方で、實際運用上では皇帝を経る際に適宜、罪状を斟酌して執行を緩和する措置は、同時代の中国本土における服制命案処理にも類出している。本件は、十九世紀前半における外モンゴルの案が、中国本土と同様の運用原理によって処理されていたことを示す一例としても注目される。なお、秋審における服制命案処理については専論として赤城美恵子「二〇〇九」がある。
- 44 地方秋審の不実施は、モンゴル地域の官のもとで管理される民人の罪囚についても該当したと考えられる。例えば、民人が庫倫で起こした放火事件を扱った「光緒招冊」山西第七冊所収「段城滄謀財放火尚未延燒房屋一案」は、他の蒙古の案と同様、地方秋審の記述を欠く構成の招冊となっている。
- 45 中央には当該人犯に対して監候判決を下した際の書類が刑部等に蓄積されており、地方秋審が実施されなかった罪囚については、こうした書類を基礎にして秋審の審議が進められたものと考えられる。
- 46 新修方志叢刊本を参照（台湾学生書局、一九六七年影印。引用文中の「」は割注を示す）。なお、烏里雅蘇臺は定辺左副將軍の駐在地である。
- 47 「科布多史料輯存」所収（書目文獻出版社、一九八六年影印）。
- 48 とくに中国本土における秋審の罪囚管理をめぐる問題については、高遠拓児「二〇〇二」で論じた。また、執行されず堆積する罪囚の問題については、中村茂夫「一九九九」、赤城美恵子「二〇〇八」でも論及される。
- 49 この秋審人犯の免死減等の問題については、専論として赤城美恵子「二〇〇八」がある。
- 50 ここでいう「蒙古律」は、康熙二十六年の「凡打死人命應擬絞之蒙古等。遇赦免其絞罪。由免罪人犯。追罰三九牲畜。給付屍親」という規定を指す。本条については島田正郎「一九八二」八二〇～八二一、八三六頁を参照。
- 51 「蒙古律例」断獄・緩決減等之蒙古人犯心罰牲畜無獲。

52 『刑案匯覽』卷末「本部查辦緩決三次減等章程」より早期の事例として、乾隆四十七年の緩決三次以上減等條款に「蒙古搶  
竊什物未傷人」が極辺四千里と規定されている例がある（赤城美恵子「二〇〇八」一〇頁）。

53 『刑案匯覽』卷五十七・刑律・捕亡・徒流人逃・道光十年說帖「蒙古擬絞減遣逃後搶竊拒捕」。

54 『刑案匯覽』卷五十九・刑律・斷獄・有司決囚等第・道光十二年通行「蒙古遣犯病故應稟報理藩院」。

55 島田正郎「一九九五」六九頁。嘉慶・道光の交を蒙古例の画期としてとらえる視点については、島田正郎「一九八一」  
三四二～三五二頁に詳論される。

56 島田正郎「一九九二」や同「一九九五」では、外藩・内属の別に留意した考察が展開される。また、萩原守「一九九三」  
六四七頁、同「二〇〇六」一八五頁は、地域の差異の考究が今後の課題であることを指摘する。

57 「提犯会勘」については高遠拓児「二〇〇二」、秋審制度の諸々の理念と機能については同「二〇〇四b」をそれぞれ参照。

【付記】本稿は、二〇〇九年四月十八日、九州大学において開催された法制史学会第六十一回総会での報告を改稿し  
たものである。当日、参会者の方々からは貴重なご教示を頂いた。記して謝意を表する次第である。

【引用文献一覧】（発行年順）

仁井田陞「一九八〇」…『中国法制史研究 刑法（補訂）』（東京大学出版会）

島田正郎「一九八二」…『北方ユーラシア法系の研究』（創文社）

島田正郎「一九八二」…『清朝蒙古例の研究』（創文社）

滋賀秀三「一九八四」…『清代中国の法と裁判』（創文社）

- 伊藤洋二「一九八七」：『清代における秋審の実態』（『中央大学アジア史研究』第十一号）
- 鄭秦「一九八八」：『清代司法審判制度研究』（湖南教育出版社）
- 趙雲田「一九八九」：『清代蒙古政教制度』（中華書局）
- 那思陸「一九九二」：『清代中央司法審判制度』（文史哲出版社）
- 島田正郎「一九九二」：『清朝蒙古例の実効性の研究』（創文社）
- 萩原守「一九九三」：『清朝の蒙古例』（滋賀秀三編『中国法制史―基本資料の研究』東京大学出版会）
- 島田正郎「一九九五」：『北方ユーラシア法系通史』（創文社）
- 中村茂夫「一九九九」：『秋審余滴』（『愛大史学』第八号）
- 高遠拓児「一九九九」：『秋審勾決考―清代における死刑執行の手続』（『社会文化史学』第四十号）
- 中村正人「二〇〇〇～〇四」：『清律『犯罪存留養親』条考』（一）（二）（『金沢法学』第四十二卷第二号、第四十三卷第三号）、  
 「清律『犯罪存留養親』条補考」（一）（二）（『金沢法学』第四十五卷第二号、第四十六卷第二号）
- 鄭秦「二〇〇〇」：『清代法律制度研究』（中国政法大学出版社）
- 陶安あんど「二〇〇一」：『明清時代の罪名例―「情」と法的合理性』（東京大学『東洋文化研究所紀要』第百四十一冊）。
- 高遠拓児「二〇〇一」：『清代地方秋審の手続と人犯管理―乾隆年代における提犯・巡歴・留禁の問題をめぐって』（『史学雑誌』第百十編第六号）
- 高遠拓児「二〇〇四 a」：『清代の刑部と秋審文書』（川越泰博編『明清史論集―中央大学川越研究室二十周年記念』国書刊行会）
- 高遠拓児「二〇〇四 b」：『清代秋審制度の機能とその実際』（『東洋史研究』第六十三卷第一号）
- 赤城美恵子「二〇〇五 a」：『緩決』の成立―清朝初期における監候死罪案件処理の変容』（東京大学『東洋文化研究所紀要』

第四百十七冊

赤城美恵子「二〇〇五b」：「可矜と可疑―清朝初期の朝審手続及び事案の分類をめぐって」〔『法制史研究』五十四〕

萩原守「二〇〇六」：『清代モンゴルの裁判と裁判文書』（創文社）

赤城美恵子「二〇〇七」：「日本における秋審研究の紹介と今後の課題」〔『中国史研究』第四十七輯〕

烏力吉陶格套「二〇〇七」：『清至民国時期蒙古法制研究』（内蒙古大学出版社）

孫家紅「二〇〇七」：『清代的死刑監候』（社会科学文献出版社）

赤城美恵子「二〇〇八」：「清朝秋審における緩決人犯の減等について」〔『法史学研究会会報』第十二号〕

高遠拓児「二〇〇八」：「清代秋審制度と蒙古人犯―秋審招冊の関連事案を中心として」（中央大学東洋史学研究室編『池田雄

一教授古稀記念アジア史論叢』白東史学会）

高遠拓児「二〇〇九」：「中央大学図書館蔵『秋審招冊』に見る非民人人犯の案について」（中央大学人文科学研究所編『档案

の世界』中央大学出版社）

赤城美恵子「二〇〇九」：「清代服制事案に関する一考察―秋審手続を通じてみたる」（東京大学『東洋文化研究所紀要』第

百五十五冊）

Mongols 蒙古 and Documents Relating to the  
Autumn Assizes during the Qing:  
On the Processing of Mongols Capital Cases from the Latter  
Part of the 18th Century to the Early 20th Century

by Takuji TAKATO

The Qing dynasty, which occupied vast tracts of land and ruled over diverse groups of people, implemented a system for classifying the people into various groups such as Civilians 民人, Bannermen 旗人, and Mongols 蒙古. This system needs to be taken into account also when studying the judicial system, but in past research on trials during the Qing the main emphasis has tended to be placed on questions pertaining to Civilians, who accounted for a large percentage of the population. In this article, I have therefore made an attempt to clarify the actualities of the processing of Mongols felons as part of an approach aimed at gaining an overview of the Qing legal system. Having collected and classified Mongols capital cases from the second half of the 18th century onwards, I examined in particular (1) sentencing procedures by the central authorities and (2) procedures for retrials (autumn assizes) held after sentencing. In my examination of (1), I clarify the fact that there were three types of sentencing procedures by the central authorities, and I also show that individual cases were classified under one of these types depending on where the offence had been committed and the attribution of offenders and victims. Further, as a result of my examination of (2), I clarify that different procedures were followed depending on the position of the officials who had custody of the offender, that is, depending on whether they were officials of China and Manchuria or officials of the Mongol regions. In this fashion, judicial proceedings for Mongols felons during the Qing had a complex and divergent structure owing to factors such as where the

offence had been committed, the attribution of offenders and victims, the officials in charge, and so on. This structure may merit attention as being indicative of a distinctive feature of the legal system of the Qing, which ruled over many different groups of people spread over vast territories.